

議案第 9 0 号

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 2 号を削り，第 3 号を第 2 号とし，第 4 号を第 3 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

- （４） 現に同居し，又は同居しようとする者がある場合にあっては，その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第 12 条において同じ。）であること。

第 6 条第 2 項を削り，同条第 3 項中「前項の規定の適用を受ける者（以下「単身者」という。）」を「現に同居し，又は同居しようとする親族がない者」に，「50 平方メートル」を「60 平方メートル」に改め，同項を同条第 2 項とする。

第 7 条第 3 項中「前条第 1 項第 3 号イ」を「前条第 1 項第 2 号イ」に改め，「（単身者にあっては，同項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで）」を削る。

第 28 条中「第 6 条第 1 項第 3 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改める。

別表中

「

名称	位置	污水处理施設使用料	駐車場使用料
ひたちなか市営市毛第 1 アパート	ひたちなか市大字市毛 980 番地	円／月 3, 090	円／月

」を

「

名称	位置	污水处理施設使用料 (円／月)	駐車場使用料 (円／月)
ひたちなか市営市毛第 1 アパート	ひたちなか市大字市毛 980 番地		

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条及び第 7 条第 3 項の規定は、令和 8 年 2 月 1 日以後に行う市営住宅の入居の申込みから適用し、同日前に行った市営住宅の入居の申込みについては、なお従前の例による。

旧	新	備考
(入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。）があること。</u> (3)・(4) 略 (5) 略 2 <u>次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</u> (1) <u>60歳以上の者</u> (2) <u>障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの</u> ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u> イ <u>精神障害（ウに規定する知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u> ウ <u>知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u> (3) <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者</u> (4) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u> (5) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する</u>	(入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2)・(3) 略 (4) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。）であること。</u> (5) 略	

旧	新	備考
被保護者 (6) <u>永住帰国者で日本に帰国した日から起算して5年を経過していない者</u> (7) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u> (8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u> <u>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u> <u>ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター、配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターその他配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する業務を行う機関又は団体であつて市長が適当と認めるものから配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明又は確認を受けている者</u> (9) <u>第2号から前号までに掲げる者に類する者として規則で定めるもの</u> 3 <u>前項の規定の適用を受ける者（以下「単身者」という。）の入居を認める市営住宅の規格は、居室数が2室以下又は住戸面積が5.0平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規格の住宅とすることができる。</u>	2 <u>現に同居し、又は同居しようとする親族がない者の入居を認める市営住宅の規格は、居室数が2室以下又は住戸面積が6.0平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規格の住宅とすることができる。</u>	

旧	新	備考																								
(入居資格の特例) 第7条 略 2 略 3 <u>前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(単身者にあつては、同項第1号及び第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u> (収入超過者等に対する認定) 第28条 市長は、市営住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定した収入の額が<u>第6条第1項第3号</u>の金額を超えたときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。 2 略 別表(第3条, 第46条, 第49条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>污水处理施設使用料</th><th>駐車場使用料</th></tr><tr><td>ひたちなか市営市毛第1アパート</td><td>ひたちなか市大字市毛980番地</td><td>円/月 3,090</td><td>円/月</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	名称	位置	污水处理施設使用料	駐車場使用料	ひたちなか市営市毛第1アパート	ひたちなか市大字市毛980番地	円/月 3,090	円/月	略				(入居資格の特例) 第7条 略 2 略 3 <u>前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u> (収入超過者等に対する認定) 第28条 市長は、市営住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定した収入の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超えたときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。 2 略 別表(第3条, 第46条, 第49条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>污水处理施設使用料 (円/月)</th><th>駐車場使用料 (円/月)</th></tr><tr><td>ひたちなか市営市毛第1アパート</td><td>ひたちなか市大字市毛980番地</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	名称	位置	污水处理施設使用料 (円/月)	駐車場使用料 (円/月)	ひたちなか市営市毛第1アパート	ひたちなか市大字市毛980番地			略				
名称	位置	污水处理施設使用料	駐車場使用料																							
ひたちなか市営市毛第1アパート	ひたちなか市大字市毛980番地	円/月 3,090	円/月																							
略																										
名称	位置	污水处理施設使用料 (円/月)	駐車場使用料 (円/月)																							
ひたちなか市営市毛第1アパート	ひたちなか市大字市毛980番地																									
略																										